

# 修学旅行等であることの証明書

\* J

宿泊施設名称： 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見

## 【課税免除】

※本証明書は、宿泊施設に提出してください。

道・北見市では、修学旅行等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から宿泊税を課税しないこととしています。

## 【課税免除の対象となる学校行事等】

修学旅行やその他学校行事等であり、学習指導要領に定める全校又は学年などを単位として行う「修学旅行・集団宿泊的行事」やこれに準ずるもの。

1	宿泊日程	令和	年	月	日	～	年	月	日	( )	泊
2	学校等の種類										
	<input type="checkbox"/>	幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 ※学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)									
	<input type="checkbox"/>	幼保連携型認定こども園 ※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する認定こども園									
	<input type="checkbox"/>	家庭的保育事業、小規模保育事業、居所訪問型保育事業、事業所内保育事業 ※児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居所訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設									
	<input type="checkbox"/>	保育所(保育所型認定こども園含む) ※児童福祉法第39条に規定する保育所									
	<input type="checkbox"/>	認可外保育施設(地方裁量型認定こども園含む) ※児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設(地方裁量型認定こども園)									
3	活動の種類										
	【学校】 ※全体又は学年を単位として実施されるもの										
	<input type="checkbox"/>	修学旅行	・	<input type="checkbox"/>	宿泊研修	・	<input type="checkbox"/>	その他学校行事	(		)
	【保育所等の施設】 ※施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもの(対象者は満3歳以上の幼児に限る。)										
	<input type="checkbox"/>	行事 ( )									
4	課税免除となる宿泊人数 <input type="text"/> 名 ※実宿泊人数 例:1泊50名の場合50名・2泊50名の場合50名										
	※ 課税免除となる宿泊人数には、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者は満3歳以上の幼児に限る。)に参加している方及び引率の方が含まれます。 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。										
上記の宿泊については、北海道宿泊税条例第4条、北見市宿泊税条例第4条に規定する、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者は3歳以上の幼児に限る)に該当するものであることを証明します。											
	令和	年	月	日							
	所	在	地								
	学校名又は施設名										
	学校長名又は施設長名										